

# 【令和6年8月改訂 特別養護老人ホームいきいきの郷 利用料金表】

適用: 令和6年8月1日～

入所される方の要介護度、入所する居室の形態、課税状況などにより異なります。

利用内容	単位		単位/30日あたり
・介護保険一部負担額…※2 ※3 ※4 介護老人福祉施設サービス費	① 円		⑥ 円
・介護サービス加算			
精神科医療養指導加算	5		150
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13	一	390
個別機能訓練加算(Ⅰ)…※1	12	ヶ	360
個別機能訓練加算(Ⅱ)…※1	(20) (月額)	月	20 (月額)
日常生活継続加算	36	〔	1,080
看護体制加算(Ⅰ)	② 4	三	⑦ 120
看護体制加算(Ⅱ)	8	〇 ⇒	240
口腔衛生管理加算(Ⅰ)…※1	(90) (月額)	日	90 (月額)
口腔衛生管理加算(Ⅱ)…※1	(20) (月額)	〕	20 (月額)
科学的介護推進体制加算	(50) (月額)	利	50 (月額)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(10) (月額)	用	10 (月額)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) …※3	③ 円		⑧ 円
・居住費	④ 円		⑨ 円
・食費	⑤ 円		⑩ 円
合計			⑪ 円

介護サービス加算：施設の設備や職員の体制、施設で対応する処置やサービスなどに応じて基本料に加算される施設介護サービスのことで、

※1: 各々1ヶ月単位で算定されるⅠの加算と、それぞれの加算Ⅱの20単位上乗せの個別加算が追加されます。

※2: 上記の他、初期加算、外泊時加算、療養食加算、看取り介護加算、認知症専門ケア加算、排泄支援加算等利用者個別に加算算定となる場合は別途介護サービス単位が加算されます。

※3: 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)としてサービス費に各種加算を加えた総額に14.0%を乗じた単位数が加算されます。

※4: 介護保険負担割合が「1割」の方の単位数のため、「2割」の方は2倍、「3割」の方は3倍となります。

①、⑥…要介護度及び居室の形態により異なります。

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉施設サービス費 (1日あたり)	個室又は 多床室	589	659	732	802	871
⑥介護福祉施設サービス費 (1ヶ月 : 30日あたり)	個室又は 多床室	17,670	19,770	21,960	24,060	26,130

②、⑦…介護サービス加算

介護サービス加算		
(1日あたり)	②	78
(1ヶ月 : 30日あたり)	⑦	2,530

③、⑧…介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 14.0%

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	加算分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
③ (1日あたり)	11	82	92	102	112	122
⑧ (1ヶ月 : 30日あたり)	354	2,474	2,768	3,074	3,368	3,658

④、⑨・・・利用者負担段階(※別表参照)及び、入所される居室の形態により異なります。

		第1段階	第2段階	第3段階① ②	第4段階
④ 居住費 (1日あたり)	個室	380	480	880	1,231
	多床室	0	430		915
⑨ 居住費 (1ヶ月 :30日あたり)	個室	11,400	14,400	26,400	36,930
	多床室	0	12,900		27,450

いきいきの郷は、入所定員が100名となっております。

居室数の内訳：従来型個室40室、多床室(相部屋)22室(うち、2人部屋14室、4人部屋8室)

⑤、⑩・・・利用者負担段階(※別表参照)により異なります。

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
⑤ 食費	(1日あたり)	300	390	650	1,360	1,445
⑩ 食費	(1ヶ月:30日あたり)	9,000	11,700	19,500	40,800	43,350

※別表・・・利用者負担段階及びその対象者となる該当要件

段階	対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方</li> <li>・ 生活保護を受給している方</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民税世帯非課税で、合計所得と年金収入の合計が80万円以下の方</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民税世帯非課税で、本人年金等収入が80万円超120万円以下の方</li> <li>② 住民税世帯非課税で、本人年金等収入が120万円超の方</li> </ul>
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯内に住民税課税者がいる方</li> <li>・ 住民税を課税されている方</li> </ul>

⇒ 所得や住民税の課税状況から分類されます。第1～3段階に該当する方は、負担限度額申請が必要です。

⑪・・・合計【従来型個室へ入所の場合】(30日あたり)1割負担の場合 (単位:円)

従来型個室・30日あたり		要介護度				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
負担段階	第1段階	43,428	45,822	48,319	50,713	53,072
	第2段階	49,128	51,522	54,019	56,413	58,772
	第3段階 ①	68,928	71,322	73,819	76,213	78,572
	第3段階 ②	90,228	92,622	95,119	97,513	99,872
	第4段階	103,308	105,702	108,199	110,593	112,952

⑪・・・合計【多床室(相部屋)へ入所の場合】(30日あたり)1割負担の場合(単位:円)

多床室・30日あたり		要介護度				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
負担段階	第1段階	32,028	34,422	36,919	39,313	41,672
	第2段階	47,628	50,022	52,519	54,913	57,272
	第3段階 ①	55,428	57,822	60,319	62,713	65,072
	第3段階 ②	76,728	79,122	81,619	84,013	86,372
	第4段階	93,828	96,222	98,719	101,113	103,472

※ この他、金銭管理を施設へ委任される方は、預り金管理料として一ヶ月あたり¥1,000をお支払いいただきます。